

第3章 倫理法等違反への厳正かつ迅速な対応

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いがあるとの情報を得た場合には、任命権者により必要な事実確認等が行われるとともに、倫理法等に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは倫理審査会に端緒報告がなされ、任命権者による調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとされている。

調査の結果、職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として任命権者が懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。

また、倫理審査会では、倫理法等違反に関する情報を公務員倫理ホットライン（倫理審査会が設置している相談・通報窓口）などを通じて得ており、これらの情報を得たときは、任命権者に依頼し、必要な事実確認等が行われることとなる。

2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

(1) 調査及び懲戒処分等の件数

令和7年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は14件であり、これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは3件で合計3人（停職1人、減給1人、戒告1人）であった（下記(2)参照）。また、各府省の内規による訓告・厳重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは11件で合計11人であった。

なお、倫理法等違反事案の調査及び懲戒処分等の状況については、倫理審査会ホームページ上で公表した。

<https://www.jinji.go.jp/content/000010923.pdf>



(2) 倫理法等違反事案の概要

令和7年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表3のとおりである。

表3 令和7年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から無償で役務の提供を受け、供応接待を受け、倫理監督官に届け出ず1万円を超える自己の飲食費用を負担し共に飲食した事案（倫理規程第3条第1項第4号、第6号、第8条違反）	戒告 (1人)	国土交通省の地方支分部局の職員1人（行為時、他府省職員）が、利害関係がある2事業者が用意した自動車に同乗（合計約628km）して無償で役務の提供を受けたもの。 また、利害関係がある2事業者から供応接待を3回（それぞれ1,000円程度）受けたもの。 さらに、利害関係がある事業者との間で倫理監督官に届け出ずに自己の飲食費用として1万円を超える金額を負担し共に飲食したもの。
2	贈与等報告書を提出せず、利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理法第6条第1項、倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）	減給3月 (1/10) (1人)	国税庁の地方支分部局の職員1人が、利害関係がある事業者から、飲食の供応接待（約5,000円）を受けたもの。 また、利害関係がない事業者から飲食の供応接待（合計約47,000円）を受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、飲食に係る贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	贈与等報告書を提出せず、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けた事案（倫理法第6条第1項、倫理規程第5条第1項違反）	停職10月 (1人)	法務省の地方機関の職員1人が、利害関係がない事業者から飲食の供応接待を4回（合計410,097円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待を受けたほか、飲食に係る贈与等報告書を提出しなかったもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、11件で合計11人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- ・ 贈与等報告書を提出しなかった事案（倫理法第6条第1項違反）2件2人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）5件5人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け、無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第4号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け、供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第3号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けた事案（倫理規程第3条第1項第4号違反）1件1人